

議案第 8 8 号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年 1 2 月条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 1 3 の項を 1 4 の項とし、1 2 の項の次に次のように加える。

1 3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）の実施に関する事務であって規則で定めるもの
--------	---

別表第 2 の 1 の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学・就職準備給付金」を加え、「（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）」及び「永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は」を削り、同表の 3 の項中

「

甲府市ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則	を
------------------------------	---

で定めるもの

」

「

甲府市ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

甲府市重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表の４の項中

「

地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

甲府市重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

」

同表に次のように加える。

14 市長	地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
-------	-------------------------------	---

第2条 甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 1 4 の項を 1 5 の項とし、 1 3 の項の次に次のように加える。

1 4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
--------	---

別表第 1 に次のように加える。

1 6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-----------	---

別表第 2 の 1 の項中

「
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
を
」

「
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
に改め、
住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
」

同表の 2 の項中

「
住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
を
」

「

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

同表の３の項及び４の項中

「

甲府市重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

を

」

「

甲府市重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

同表の５の項中

「

地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

同表の６の項及び７の項中

「

地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表の 8 の項中

「

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--

を

」

「

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表の 9 の項中

「

地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表の 10 の項中

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に改め、

」

同表の 1 1 の項中

「

障害者関係情報又は療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年厚生省発児第 1 5 6 号）による療育手帳に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

」

「

障害者関係情報又は療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年厚生省発児第 1 5 6 号）による療育手帳に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

同表の 1 2 の項中

「

障害者関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

障害者関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

同表の 1 3 の項中

「

地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

同表の 1 4 の項中

「

地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

」

同表に次のように加える。

1 5 市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
1 6 教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 3 中 2 の項を 3 の項とし、1 の項の次に次のように加える。

2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

別表第 3 に次のように加える。

4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	----------------------

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく本市情報システムの標準化に伴い、個人番号を利用して処理する事務を追加する等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。